



こどもの人権を 守るために

保育現場での性暴力を
起こさせないための取組ガイド

こどもまんなか
こども家庭庁



目次

はじめに	P2
事例から学ぼう	P4
1.こどもへの性暴力に関わる基礎知識	P7
1.1 性暴力がこどもに及ぼす影響	P8
1.2 保育現場でのこどもへの性暴力の特徴	P10
1.3 法改正の動向	P13
2.こどもへの性暴力の未然防止・早期発見に向けて	P19
2.1 こどもへの性暴力を防ぐ4つのポイント	P20
2.2 保育士等に対する啓発（研修等）	P22
2.3 保育所の環境や組織体制の整備	P25
2.4 こども・保護者への啓発	P28
2.5 早期発見のためのアンケート	P31
3.こどもへの性暴力が発生、または疑われる場合の対応	P33
3.1 性暴力が発生したときの対応	P36
3.2 被害児童への聴き取りを行ううえでの留意点	P40
3.3 保護者への対応	P41
3.4 自治体の取組例	P43

よくある疑問	参照箇所
Q 自分たちの園にはあまり関係ないと考えているのですが。	はじめに
Q 性暴力を受けたこどもが見せるサインは？	1.1
Q こどもへの性暴力が起きるのは稀なことですよね？	1.2
Q 対策はそもそもできるのでしょうか？	2.1
Q どのような対策が考えられますか？	2章全般
Q もしもに備えるために知っておくべきことは？	3章全般

はじめに

本冊子の目的

- こどもの人権が配慮されるべき保育所等の保育現場において、こどもへの性暴力は絶対にあってはなりません。こどもへの性暴力を起こさせないため、全ての保育士等が知識を持つことが必要です。この冊子はこどもの人権、特性等に関する理解や、児童生徒性暴力等の防止に対する認識を深めるための研修等に活用可能な教材を提供することを目的としたものです。

本冊子の使い方

- 本冊子は、別途作成した啓発動画の内容を補足、解説するものです。まずは啓発動画で大事なポイントを押さえたうえで、冊子を活用し学びを深めていきましょう（動画内の質問の解説が掲載されています）。
- 啓発動画が見られない場合でも、本冊子を基に園内研修の教材に活用することや、各保育現場の特徴に合わせ、冊子の必要な個所を参照してください。

【想定される本冊子の活用対象者】

- 保育現場の管理者
- 保育現場で働く保育士等
- 保育士養成校の学生など、保育士を目指す方
- 自治体職員 など



自身が性被害に遭った経験がある人など、本冊子を読むことが負担になる人もいるかもしれません。本冊子を園内研修で活用する場合には、無理なく自分のペースで研修受講ができるようご配慮をお願いします。

自分たちの園では 「こどもへの性暴力は起こらない」と 考えていませんか？

職員を信頼しているし、
そのようなことはない
と確信している！

うちは3歳未満児しか
いないから大丈夫！

女性職員だけの
職場だから大丈夫！

今のところ問題は
起きていないし、
対策の必要性を
感じていません

保育現場の声

出所：本事業で得られた
各種調査結果を基に記載



自分たちの園は大丈夫！という思いが危険であり、こどもへの性暴力はどのような園でも起こりうること、と認識することが重要です。忙しい保育現場でも、こどもへの性暴力が決して見逃されてしまうことのないよう、啓発動画や本冊子を活用し、ソフト面・ハード面それぞれの観点からこどもへの性暴力が起こりづらい環境づくりを行いましょう。



保育所等を対象としたアンケート結果では、約85%の保育所等がこどもへの性暴力の防止等に関する園内研修等を「実施している（予定を含む）」あるいは「検討中」と回答しており、多くの保育現場で取組が実施・検討されています（詳細はP22参照）。

事例から学ぼう



- 性暴力をする人は、見るからに怪しくて、事前に予想がつくのでは？と思う方もいるかもしれませんが、多くの場合そうではありません。加害者も怪しまれたくないので勤務態度はよく、園やこどもからの評価が高い場合もあります。さらに、人目につかないような場所や時間帯を選んで、行為に及びます。
- 詳しくは後の項目で触れますが、保育現場でのこどもへの性暴力は、様々な要因から表面化しづらく、被害が潜在化・長期化しやすい傾向があります。
- また、わいせつ行為で資格を取り消された女性保育士もいるため、男性保育士だけの問題ということではありません。

事例 1 : 2 年間気づかれなかった、こどもへの性暴力

- 複数の園児に対する性的暴行が、約2年間続いた。発覚が遅れたのは、被告が、他の職員の死角をついていたから。午睡の時間にこどもを誘い出し、押入れやトイレなどに一人ずつ連れて行っては犯行を繰り返していたという。

出所：各種報道を基に作成

【当該保育現場の体制】

- 交代での昼休憩取得のため、午睡時は一人で保育に入ることが多かった。
- 当該保育士は担当クラスを持たないフリーの保育士であったため、午睡中に一人で保育に入ることが多く、他の保育士等は全く気が付かない状況であったと考えられる。
- 各保育室に押入れがあり、その使用方法是各クラスに任されていた。押入れは、扉を閉めてしまうと中の様子が全く分からず、保育士等の私物を入れていることもあり、当該保育士が日中頻繁に押入れに入ることが不自然であると思われる状況ではなかった。



他の保育士の声

園で唯一の男性保育士ということで、こどもからの人気は高かった。

出所：自治体の再発防止検討委員会報告書を基に作成

事例 2 : 裏切られた信頼 – 先生の片腕になれるように頑張る –



A 保育園
園長の声

- 当該保育士が採用されてから指導を続けてきたにも関わらず事件が発生した。同僚の保育士とも良好な関係を築けており、勤務態度にも大きな問題は見られなかった。当該保育士からは園長先生の片腕になれるように頑張ると言われており、一緒に頑張ってもらえるものと期待していたこともあり、裏切られた思いもあり、辛かった。

出所：本事業のヒアリング結果を基に作成

事例 3 : 3 歳未満児も被害にあっています

- 被告は1年の間、夜勤アルバイトとして勤務した保育施設で、他の保育士がいない密室の時間帯を狙い、1～6歳の女児複数名にわいせつな行為をし、その様子を撮影するなどした。

出所：各種報道を基に作成

事例 4 : 男の子も被害にあっています

- 昼寝の時間帯に男児を別の部屋に連れ出し、わいせつな行為をしたとされる。

出所：各種報道を基に作成



被害を受けたこどもが男の子の場合、性的な「遊び」や「いたずら」と軽視されることがあります。ですが、心身の傷は深く、その後の成長に大きく影響を与えることもあります。性別を問わず、性暴力の被害にあう可能性があります。

出所：内閣府×こども家庭庁「こどもたちのためにできること」

事例 5 : 園にも深刻なダメージがあります

- 保育士による園児へのわいせつ行為が発覚した影響で、保育士が一斉退職し、園は休園に。一部の保護者が園などに対し、慰謝料を求める訴訟を起こした。

出所：各種報道を基に作成



上記のほか、被害児童やそのほかの在園児のケア、保護者説明会を含む保護者対応、事件の捜査への対応、記者会見の対応、再発防止の取組など、様々な対応が速やかに求められます。このように、こどもへの性暴力が生じた場合、被害児童やその保護者に一生の傷を負わせるのみならず、園への影響も甚大なものになります。

こどもへの性暴力に対して正しい知識を身につけ、
異変に気づいたときには速やかに声をあげられる、
性暴力が発生しづらい、こどもや職員にとって
安全な職場づくりを行いましょう

1. こどもへの性暴力に関わる基礎知識

【💡 本章のポイント】

1.1 性暴力がこどもに及ぼす影響

- 性暴力を受けたこどもにみられる反応を学び、周囲の大人が早めに気づくことが重要
- 性暴力は長期にわたり深刻な影響を及ぼす

1.2 保育現場でのこどもへの性暴力の特徴

- 事件化される件数は少ないが、事件が表面化しづらい
- ①閉鎖的な環境下で起きる、②こどもが性被害を自覚しづらい、③こどもの援助を行う立場が利用される、などの要因が挙げられる

1.3 法改正の動向

- 令和4年児童福祉法改正で、性暴力を行った保育士に対する資格管理の厳格化
- 保育士によるこどもへの性暴力等を防止するための指針を策定

1. こどもへの性暴力に関わる基礎知識

1.1 性暴力がこどもに及ぼす影響



こどもはなかなか被害を打ち明けられません。**性被害を告白することで怒られる・叱られる・責められる等と怯えて**被害を話せなかった、という事例もあります。**周囲の大人が早めに気づくことが大切**です。

(1) 気にかけてほしいこどもの変化

- ここで紹介するサインは必ずしも性暴力に特化した内容ではありませんが、ここに書かれていることや、それ以外のことでも、気にあることがあれば「どうしたの?」「何かあった?」などと**声をかけるようにしましょう**。声かけをしたことで、**こどもから話しやすくなる可能性があります**。

図表：性暴力を受けたこどもによくみられる反応

【外から観察できるこどもの様子の例】

- ☐ 性器いじり、性的な言動の増加
- ☐ 性器の痛みやかゆみの訴えや行動
- ☐ 落ち着かない、表情が暗い
- ☐ 急に泣く、怯える、親にまとわりつく、暴れる
- ☐ 夜中に飛び起きて叫ぶ、不眠
- ☐ ボーっとしている（解離）
- ☐ 頭痛、腹痛、倦怠感、めまいなどの不調の訴え
- ☐ 食欲不振、過食、食べ物以外を口にする（異食）
- ☐ 無気力な様子、集中力の低下
- ☐ 爪かみ、夜尿、わがままにみえる行動の増加（退行）

普段の様子からの変化に気をかけましょう

【こどもの内面で起きていること】

- 混乱、とまどい、不安
- 恐怖、パニック
- 解離
- 自責感、罪悪感、無力感、他者不信
- 何度も出来事の記憶が頭に浮かぶ(フラッシュバック)
- 出来事を思い出させる場所や人、話題を避ける
- 過度な警戒心
- 性に関する混乱
- ストレス

【コラム】性暴力による中長期的な影響



性暴力は、被害児童の心身に**長期にわたって深刻な影響**を及ぼす可能性があります。事案発生後の適切な対応が重要です。

図表：トラウマの中長期的な影響

認知	自分が悪い、生きている価値がない、恥ずかしい存在だ
情緒	<u>感情コントロールの困難</u> 、ストレスへの過敏性
行動	攻撃性、衝動性のコントロール困難、 <u>性問題行動</u>
対人関係	アタッチメントの問題、友人関係をつくることの困難さ
身体	睡眠障害、食行動の問題、免疫機能不全
脳の発達	<u>健全な発達の阻害</u> 、ストレスに対する反応の低下
精神健康	抑うつ、不安、PTSD、 <u>死にたい気持ちになる</u>

出所：亀岡、「子ども虐待とトラウマケアー再トラウマを防ぐトラウマインフォームドケア」を基に、
未就学児に関係すると考えられる項目を抜粋する形で作成

※下線は事務局にて表現を修正

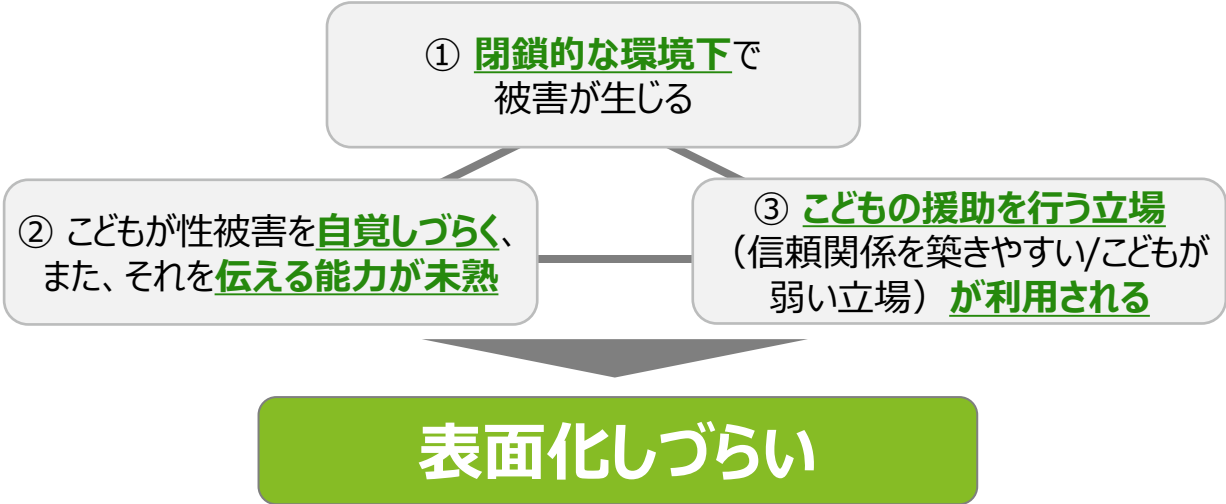
1. こどもへの性暴力に関わる基礎知識

1.2 保育現場でのこどもへの性暴力の特徴



事件化される保育現場でのこどもへの性暴力は決して多くはありませんが、表面化しづらい傾向にあることを確認しましょう。

保育現場でのこどもへの性暴力の特徴



性的手なづけ（性的グルーミング）

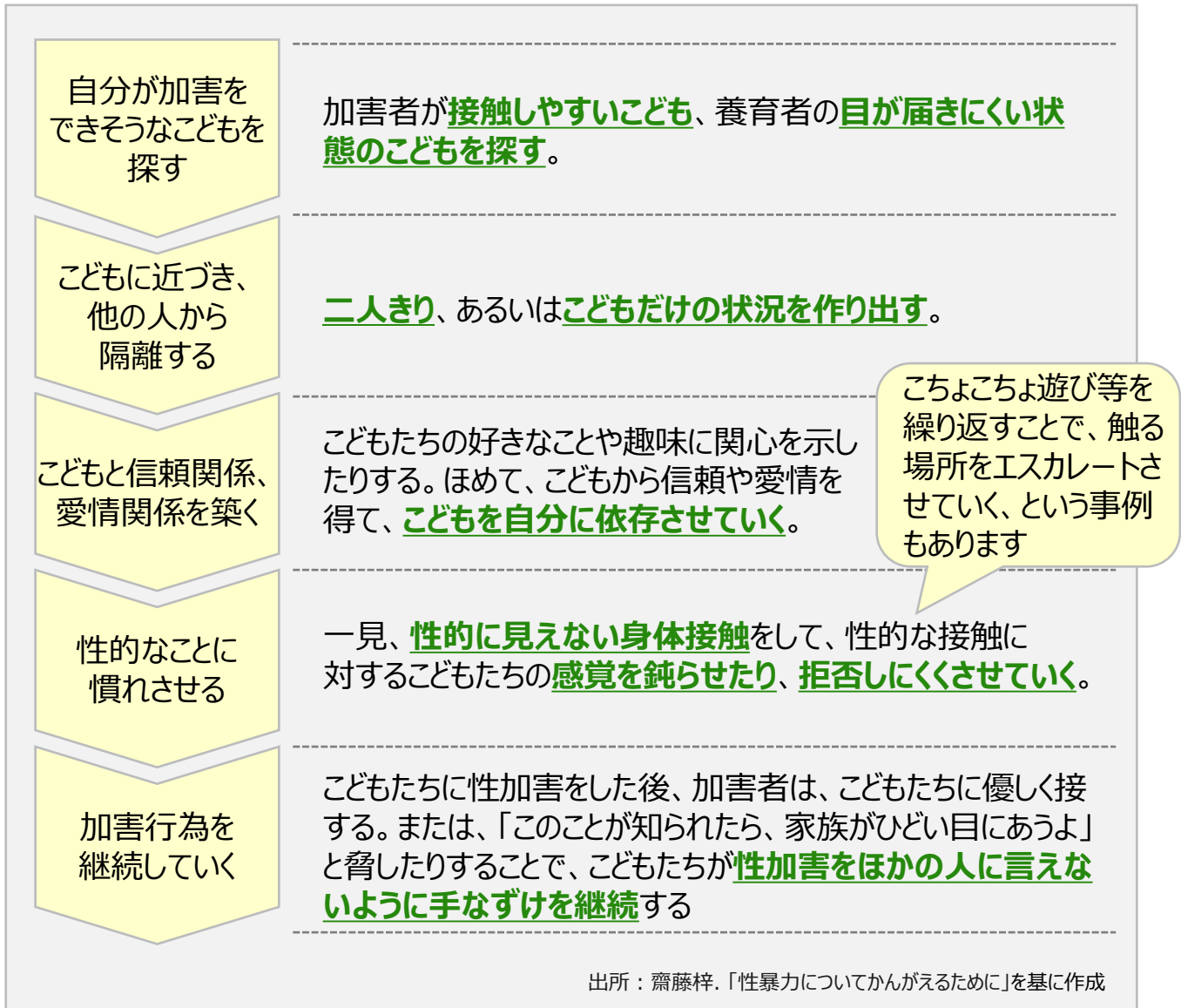
- 幼いこどもへの性暴力は、こどもにいきなり手を出すのではなく、保育士という立場を利用し、優しく接して信頼させることで、性暴力を継続することが少なくありません。

図表：性的手なづけ（性的グルーミング）における4つの対象

組織/ コミュニティ	<u>コミュニティ内で信頼を得て</u> いき、こどもたちに接しやすくなるような、 <u>コミュニティでのルールや制度を利用する</u> ことがある。
家族	こどもたちの家族と親しくなり、 <u>家族から信頼されるようになる</u> ことで、こどもは、家族が加害者を信頼している様子から、被害や、被害だとは気が付いていないけれど、違和感がある、イヤな感じがする、ということについて、 <u>家族に話せなくなる</u> 。
自分	加害者自身の行動を、暴力ではない、こどもを傷つけているわけではない、と <u>正当化する</u> 。
こども	こどもたちが <u>性加害をほかの人に言えないように</u> 、加害行為を継続できるように、次頁のプロセスで <u>手なづけを継続</u> する

現場の信頼が厚い場合も！

図表：こどもに対する性的手なずけのプロセス



上図ようなプロセスで、犯行が長期化することがあります。
また、犯行を重ねていくうちに、罪の意識が薄れ、加害行為がエスカレートすることもあります。

【コラム】年少者わいせつ事件の犯人像

- 年少者わいせつ犯の類型には様々なものが提唱されており、その中に、「嗜癖型-状況型」と呼ばれる類型があります。これは、こどもに対する性的嗜好の有無により、嗜好型加害者と状況型加害者に大別するものです。FBIの協力で行われた研究で、さらにそれらの下位類型も提唱されています。

図表：Lanningら（1992）による小児わいせつ犯の類型別犯行特徴

嗜好型加害者				
	誘惑型	内向型	サディスティック型	
基本的特徴	・子どもに対する性的嗜好がある ・子どものポルノやエロティカを収集している			
動機づけ	子どもとの近い関係	コミュニケーションへの怖れ	苦痛を与えたい欲求	
被害者基準	好みの年齢と性別	面識なしか、非常に若い	好みの年齢と性別	
実行方法	誘惑	非言語的な性的接触	誘惑や強制	
状況型加害者				
	退行型	道徳的無差別型	性的無差別型	不適応型
基本的特徴	ストレス対処技術が貧弱	人を支配、虐待する人	性的な実験	社会的不適応
動機づけ	(成人の) 代償	なぜ、いけない	退屈	不安、好奇心
被害者基準	入手しやすさ	攻撃しやすさと状況	目新しさ、多様	怖がらないこと
実行方法	強制	誘惑、強制、小細工	これまでの性行為に子どもを関与	体格差、有意な立場利用
ポルノ収集	可能性あり	SM（「推理雑誌」の所持）	可能性非常に高い：内容さまざま	可能性やや高い

注）表中にある「推理雑誌（Detective Magazine）」とは、米国で販売されている雑誌である。表紙には、服が乱れエロチックな様相を示す緊縛された女子の恐怖に満ちた表情が凶器や男の影とともに示されており、実際の発生事件に関する記事等が掲載されている。

出所：渡辺（編集）、「捜査心理学」

※ 引用元ではLanningら（1986）を基にした内容とされているが、その後、検討が進んだ1992年時点でも図表の内容に大きな変更はないため、本冊子では、より新しい文献を基にした内容としている。



嗜癖型性犯罪者よりも状況型性犯罪者の方が多くを占めていますが、保育現場では、日常的にこどもたちとの近い関係性を持つことができるため、**「誘惑型」の人たちを惹きつける大きな魅力がある**といえます。

1.3 法改正の動向



こどもを対象とした性犯罪が社会問題となっており、対策の充実が求められています。こどもへの性暴力防止に向けて適切に対応できるように、法改正に関する理解を深めましょう。

図表：法改正の動向（令和5年3月まで）

時期	法改正等の動向	こどもへの性暴力防止に関する主な内容（概要）
令和3年 5月	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の成立	<u>「児童生徒性暴力等」（以下、「性暴力という」）などの定義</u> （P15参照）、基本理念のほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止、早期発見・対処（調査・通報等）、教員採用権者による特定免許状失効者等データベースの活用義務等について規定。 <u>早期に保育士資格についても「同様の仕組みを検討すること」とされた。</u>
令和4年 6月	「児童福祉法等の一部を改正する法律」の成立	<u>・児童に性暴力を行った保育士の資格管理の厳格化</u> <u>・児童に性暴力を行ったことにより保育士資格の登録を取り消された者等の情報をデータベース化し、その情報を保育士を雇用等する際に活用すること</u> など、児童を性暴力から守る環境の整備に向けた取組が強化された（P17参照）。
令和5年 3月	「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（以下、「基本指針」という。）」を通知	都道府県での資格管理の厳格化に関する運用が適切に実施されるよう基本的な考え方等を示すとともに、保育士による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見並びに対処に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために、 <u>国、都道府県、市町村、保育所、指定保育士養成施設等の役割を整理</u> （P18参照）。

図表：法改正の動向（令和5年6月以降）

時期	法改正等の動向	こどもへの性暴力防止に関する主な内容（概要）
令和5年 6月	「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」の成立	<u>13歳未満のこどもに対して性交等※をした場合、不同意性交等罪、わいせつな行為をした場合、不同意わいせつが成立すること等を規定。</u>
令和5年 6月	「性的姿態撮影等処罰法」の成立	正当な理由なく、 <u>16歳未満のこどもの性的な部位・下着などを撮影すると「撮影罪」、さらに撮影した画像を人に提供すると「提供罪」として処罰されることを規定。</u>
令和6年 4月	令和4年6月の児童福祉法等の改正で規定された保育士特定登録取消者管理システム（以下、「データベース」という）の運用開始	
令和6年 6月 (施行日は「公布の日から起算して2年6月を超えない」日)	「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」の成立	<u>保育所等の児童福祉施設や認定こども園等が講ずべき措置</u>として以下のものを規定。 - 児童対象性暴力等の防止等に関する<u>保育士等への研修、危険の早期把握のための児童等との面談等、児童等が相談を行いやすくするための措置</u> - 保育士等として業務を行わせる者について<u>特定性犯罪前科の有無の確認</u> ⇒ 児童対象性暴力等が行われる<u>おそれがある場合</u>の防止措置 (<u>保育等に従事させないこと等</u>) - 児童対象性暴力等の<u>発生が疑われる場合の調査、被害児童等の保護・支援</u>

※「性交等」には、性交・肛門性交・口腔性交のほか、膣や肛門に、陰茎以外の身体の一部又は物を挿入する行為も含まれる。

(1) 性暴力とは？

- 性暴力は、教育職員性暴力等防止法に以下のとおり規定されています。

図表：性暴力の分類

分類	児童生徒性暴力等（性暴力） （教育職員性暴力等防止法 第2条第3項）	
	犯罪に該当	必ずしも犯罪に該当するとは限らないが性暴力に該当
行為・態様	○性交等【第1号関係】 ○わいせつな行為（自身の性的部位に触らせることも含む）【第2号関係】 ○わいせつ目的で会うことを要求することや自身の性的な写真・動画を送るよう要求すること【第3号関係】 ○児童ポルノ法違反（児童買春、児童ポルノに係る行為）【第3号関係】 ○性的姿態撮影等処罰法違反（性的な部位・下着を正当な理由なく撮影・配信等を行うこと）【第3号関係】 ○<u>プライベートゾーン(水着で隠れる部分、口)等への接触</u>、撮影、盗撮(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る)【第4号関係】	○児童の性的羞恥心を害する言動で心身に有害なもの・児童を不快にさせる性的な言動（悪質なセクシュアル・ハラスメント）【第5号関係】

✓ **要チェック!!**
(次頁参照)



- 性暴力とは必ずしも直接の接触を伴う行為だけに限らず、わいせつな言動、ポルノ、性行為を見せること、のぞきや盗撮などの非接触型の性暴力もあります。また、これらの性暴力は異性間の行為だけでなく、同性間であっても性暴力となります。



- ・ 保育所等の保育士は、日頃の生活の中でこどものプライベートゾーンを含む体に触れる場面があります。意図せず性暴力を疑われることのないよう、正しい知識をもって、こどもと関わるのが大切です。

図表：保育中の身体接触における留意点

身体接触が必要な場面の例	保育の展開における留意点の例
保育中の抱っこやおんぶ	➤ <u>特定の子どもだけ</u> 抱っこやおんぶをする、 <u>必要以上の密着</u> になっていないか、客観的な視点から確認する。
午睡時の寝かしつけ	➤ 子どもが安心して心地よく入眠できる寝かしつけをし、 <u>必要以上に体に触らない</u> 。
おむつ交換や排泄等の介助	➤ <u>誤解を受けるような仕方</u> での交換（洋服の上から陰部を触ったりつかむようにしての確認、おむつの中に手を入れて確認等）を行わない、所作に気を付ける、 <u>必要以上に触らない</u> 。
沐浴	➤ 子どもの体に <u>必要以上に触らない</u> 。
触れ合い遊びや体操など身体接触を伴う活動	➤ 子どもは求めているのに保育士等の方から <u>一方的なスキンシップ</u> になっていないか、常に自分自身を振り返る。 ➤ <u>子どもが不愉快になる行為</u> や、 <u>体の部位を触るなどはしない</u> 。 <u>プライベートゾーンには触れない</u> 。

出所：全国保育士会、「『子どもへの性暴力防止』の視点から考える保育の専門性」を基に作成

**必要以上とはどの程度か、
ほかにも考えられる場面や内容がないか、
自分たちの園でも話し合ってみましょう**

(2) 児童に性暴力を行った保育士の資格管理の厳格化とは？

法改正の POINT

- ・ 以下の内容により児童を性暴力から守る環境整備を行っている。
 - ① 性暴力を行った保育士への資格管理の厳格化
 - ② 性暴力により保育士登録を取り消された者の情報の把握、活用
 - ③ このほか、性暴力が疑われる事案があった場合は報告する義務を設けたことや、法改正を踏まえ、未然防止措置、事案が起こった場合の対応などを基本的な指針として取りまとめた

図表：令和4年6月の児童福祉法の改正内容の概要

① 性暴力を行った保育士への資格管理の厳格化
1) 登録を取り消された場合の再登録禁止期間の見直し 拘禁刑※1以上の刑に処せられた場合 2年 ⇒ 期限なし※2 ※1 令和7年6月の刑法改正の施行までは禁錮刑。 ※2 拘禁刑以上の場合については、刑法の規定により、刑の執行を終了し、罰金以上の刑に処せられないで10年を経過した場合は刑が消滅するため、実質上の再登録禁止期間は10年となる。 2) 保育士登録取消事由に性暴力を行ったと認められる場合を追加 3) 性暴力を行ったことにより保育士登録を取り消された方の再登録の制限※3 ※3 再登録されるためには都道府県の審査を受けなければならない（都道府県は再登録を行うにあたっては、事前に児童福祉審議会の意見を聴く）。再登録を受けようとする者は、再び性暴力を行わないことの高度の蓋然性を証明することが必要となる。
② 性暴力により保育士登録を取り消された者の情報の把握、活用
1) 性暴力により保育士の登録を取り消された者の情報が登録されたデータベース（特定登録取消者管理システム）を整備 2) 保育現場では、保育士を雇用する際、そのデータベースを活用することを義務付け

1 度でも性暴力を行うと、保育士として働くことは難しくなります。

(3) 基本指針により関係機関に求められる対応

- 性暴力等にかかる基本指針では、こどもへの性暴力の**防止及び早期発見並びに対処**に関する施策を**総合的かつ効果的に推進するための取組が整理**されています。

基本指針で求められる主な対応	保育所等	都道府県	市町村	養成校
1. 性暴力等の防止に関する施策				
(1) 保育士に対する啓発（研修等） ⇒P22参照	○	○	○	
(2) 保育士養成課程を履修する学生への理解促進				○
(3) 児童及び保護者に対する啓発 ⇒P28参照	○	○	○	
(4) 保育所の環境や組織体制の整備 ⇒P25参照	○			
2. 性暴力等の早期発見及び対処に関する施策				
(1) 早期発見のための措置及び相談体制の整備				
① 早期発見のための措置（アンケート等） ⇒P31参照	○		○	
② 相談体制の整備		○		
(2) 保育士による性暴力等の事実があると思われるときの措置 ⇒P33参照				
① 性暴力等の事実があると思われるときの対応方針等の整理・周知		○		
② 性暴力等の事実があると思われるときの都道府県への報告	○		○	
③ 所轄警察署への通報等	○		○	
④ 事実確認のための調査、事実確認	○	○	○	
⑤ 児童と保育士の接触回避等	○			
⑥ 保育所等に在籍する児童の保護及び支援等	○	○	○	
3. 保育士の任命・雇用等に関する施策				
(1) データベースの活用				
① 性暴力等を行った保育士の登録取消及び特定登録取消者データベースへの登録		○		
② 保育士を任命又は雇用しようとするときの特定登録取消者データベースの活用	○			
(2) 児童生徒性暴力等を行った保育士の再登録の審査		○		

出所：こども家庭庁・保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針を基に作成



本冊子の「2」以降で、各取組におけるポイントや事例を紹介しています。まずは、**保育所等で求められている対応を理解し、現状の取組で足りない部分や強化したい内容があれば、関連するパートを参照**してください。

2.こどもへの性暴力の 未然防止・早期発見に向けて

【💡 本章のポイント】

2.1 こどもへの性暴力を防ぐ4つのポイント

- こどもへの性暴力をする人は、必ずしも特有の性格・特徴があるとは限らない。性暴力を防ぐ4つのポイントを理解し、どのような対策が効果的かを知ることが重要

2.2 保育士等に対する啓発（研修）

- 実施方法、活用できる教材等を知り、自分たちの園での取組につなげましょう

2.3 保育所の環境や組織体制の整備

- リスクのある状況についての理解を深め、自分たちの園の環境の見直しにつなげましょう

2.4 こども・保護者への啓発

- こどもへの啓発例を学び、こどもが性被害に気づき、予防できるよう、自分たちの園での取組につなげましょう

2.5 早期発見のためのアンケート

- 口頭での相談対応と合わせて、書面形式でも保護者や保育士等の声を丁寧に聞く体制を整えましょう

2.こどもへの性暴力の未然防止・早期発見に向けて

2.1 こどもへの性暴力を防ぐ4つのポイント

性暴力を行う人には対策をしても意味がない？



こどもに対する性的嗜好がない人であっても、状況が整えばこどもに性暴力をしてしまうこともあります。

こどもへの性暴力の対策を考えるうえでは、**性暴力を起こさせない環境をつくることが重要**です。次頁以降では、本事業で実施した各種調査結果等で得られた取組事例等もご紹介します。

POINT1 声かけ等を意識し、孤立する職員を出さないようにしましょう

- ・ 頑張っても報われない、認めてもらえない、といった**満たされない気持ち**が、こどもへの性暴力につながってしまう場合があります。忙しい中でも管理職や職員間での声かけを増やし、**孤立する職員を出さない**ようにしましょう。

POINT2 こどもの人権を踏まえた、望ましい関わり方を共有しましょう

- ・ 通常、こどもを自分の思い通りにしようとすることに対する心理的抑制が働きますが、**「触るだけならそんなに傷つかない」といった認知の歪み**などが心理的な抑制を弱めてしまいます。**こどもの人権を踏まえた、こどもへの、望ましい関わり方について具体的に話し合い、共有**しましょう。 ⇒ P22参照

POINT3 死角を減らすとともに、内部規則を充実させましょう

- ・ **死角の多い場所**や**一人で保育にあたる時間が多い状況**などの環境整備が十分に整っていない場合、こどもへの性暴力を生じさせてしまうリスクが高まります。対策として、防犯カメラの設置や見通しのよい環境整備により**死角を減らす**ことや、**複数体制で保育を行うなどの内部規則の充実**が考えられます。 ⇒ P25参照

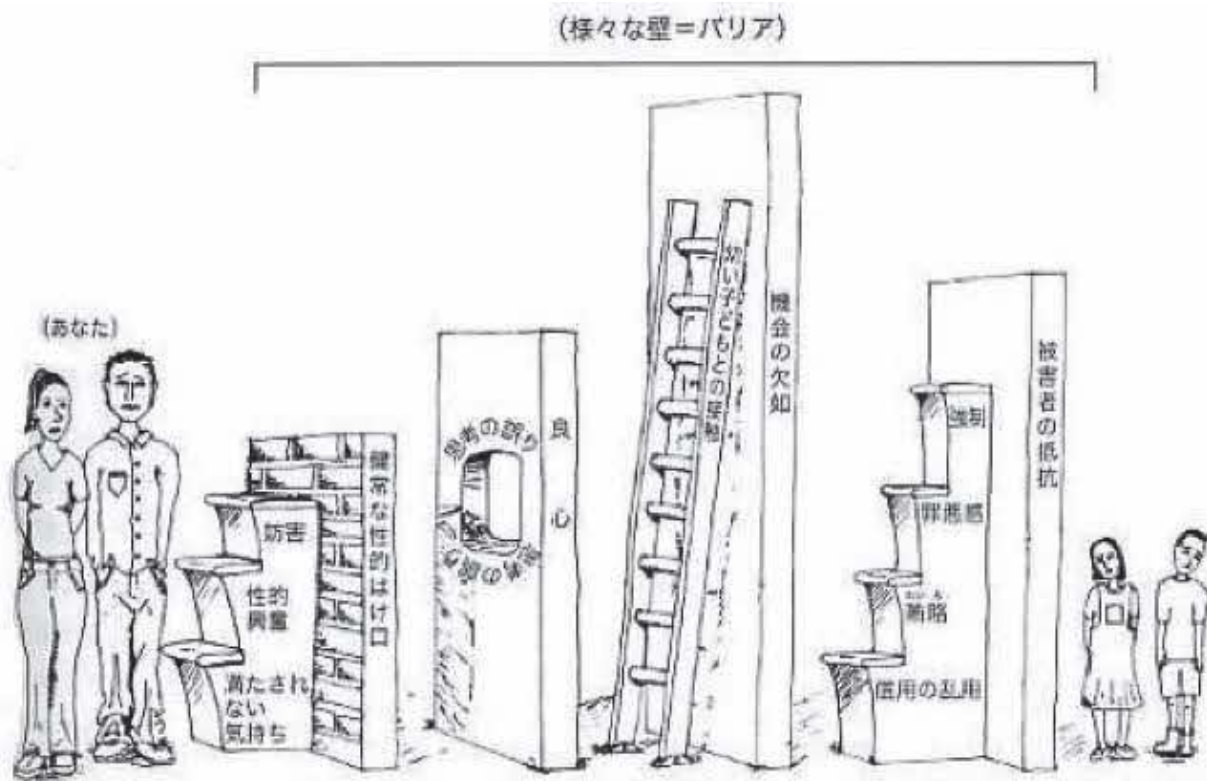
POINT4 こどもの気づきの感度と発信力を高める取組を行いましょう

- ・ こどもが**自分の意見を日頃から主張する機会が少なかったり、プライベートゾーンに関する知識を持っていない場合**は、性暴力の被害にあった際に、気づいたり、Noと言ったりする可能性を下げてしまいます。これらを意識した保育を行うことで、こどもが性暴力を受けそうになったときに、疑問を持ち、その疑問を大人に伝えられるようにしましょう。 ⇒ P28参照

【コラム】性加害行動のプロセス

- 性加害を行った人は、犯行を「たまたま」ということが多いですが、実際にはそうではないことを、Finkelhor(1984)は4段階のモデルとして示しました(藤岡,2016)。
- これは、①動機の壁、②内的バリア、③外的バリア、④被害者の抵抗という4つの壁（段階）を突破することで性暴力が起こる、というものです。

図表：性加害行動のプロセス



出所：カーン(藤岡監訳)、「回復への道のり～パスウェイズ」

2.こどもへの性暴力の未然防止・早期発見に向けて

2.2 保育士等に対する啓発（研修）

基本指針で求められている事項

○保育所等においては、全ての保育士の共通理解を図るため、外部専門家を活用したり、ロールプレイ形式・ディベート形式を導入したりするなどの効果的な研修の工夫を図りつつ、保育士による児童生徒性暴力等の問題に関する園内研修や保育の振り返りなど様々な機会を捉えて実施するなど取組の充実を図る。

POINT

- ・ 外部研修の機会も積極的に活用しましょう。
- ・ どのような方法であっても、研修を受け身で受講するのではなく、その後、職員で話し合うなど、自分で考えられるようにしましょう。
（正規職員のみならず、全ての保育従事者が参加できるようにすることが望まれます）
- ・ 職員会議などの時間を活用し、例えば、こどもの人権に配慮した適切な保育について話し合う時間を設けるなど、短時間でも、継続的に保育内容の見直しを行うことが効果的です。
- ・ 性暴力の加害者は、お試し行動をしたうえで、徐々に行動をエスカレートすることがあるため、「ちょっと気になる」という段階での気づき共有も効果的です。
- ・ 研修に活用できる資料等を把握しておきましょう。
- ・ 研修や話し合いにおいて、男性保育士が肩身の狭い思いをすることのないように配慮しましょう。



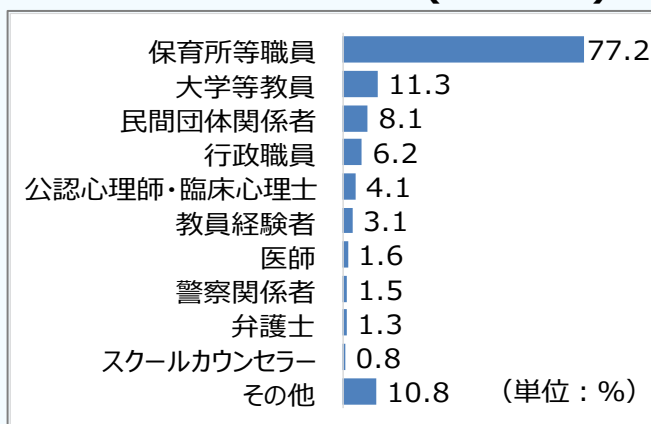
職員一人一人が保育現場でのこどもへの性暴力についての知識を持ち、性暴力はどこでも起こりうるという認識を持つことが重要です。

また、研修等の話し合いを通じて、園内での認識を共有すること、性暴力が発生した際に取るべき行動をシミュレーションしておくことで、未然防止や早期発見、スムーズな事後対応につなげることができるでしょう。

① 誰がやる？

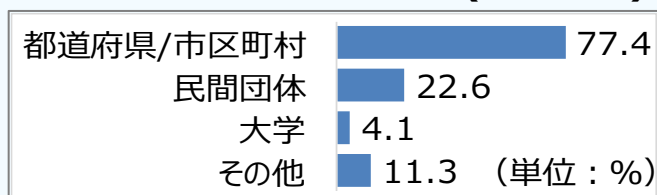
- ・ **園内研修**を実施する場合と、**外部研修**を受講する場合があります。
- ・ 保育現場におけるこどもへの性暴力の防止等に関する園内研修を実施した講師は、**保育所等職員**が多くを占めていますが、**大学等の教員等の外部講師**に依頼することも考えられます。
- ・ 外部研修も多く実施されていることから、外部研修の開催情報も収集し、積極的に参加しましょう（都道府県の約半数、その他市区町村でも実施している場合あり）。

図表：園内研修の講師(複数回答)



出所：本事業で実施したアンケート調査結果

図表：外部研修の実施主体(複数回答)



【その他の実施主体（外部研修）】

- ・ 私立保育園連盟 ・ 日本保育協会
- ・ 児童育成協会 ・ 保育士会
- ・ 社会福祉協議会 ・ 幼稚園協会
- ・ CAPセンター

出所：本事業で実施したアンケート調査結果

② どのようにやる？

【テーマ設定】

- ・ こどもへの性暴力防止に特化した研修を行うことは、園の姿勢を示すうえでも効果的であると考えられます。一方で、時間の確保が難しい場合には、**こどもの人権、不適切保育や虐待防止の研修の中で**、性暴力防止に触れることも検討しましょう。

【方法】

- ・ 講義形式の集合研修やロールプレイ等のグループワークを取り入れるなど研修の方法は様々ありますが、いずれの方法においても、受講者の一人一人が発言機会を持てるなど、**主体的に考えられるようにすることが重要**です。
- ・ また、チェックリスト等を活用する場合、自己評価のほか、同僚保育士等からの**他者評価**を行うと、**新たな気づきを得ることができたり、職員間のコミュニケーションを円滑にする効果**もあると考えられます。

【タイミング】

- ・ 研修時間を確保することが課題になる場合もあります。その際は、**職員会議や閉園後**などの短い時間を活用し、**定期的な保育の振り返りを行う中で、性暴力防止について触れる**ことも効果的だと考えられます。
- ・ 保育の振り返りを行ううえで**チェックリスト等を活用する場合**は、各自がすきま時間を活用して**事前に回答**しておく**と効率的**です。

③ 研修教材は？

- 園や外部の研修講師が独自に作成した資料以外にも様々な資料等が研修教材として活用されています。**実際に起きた事件**を基に、自分たちの園で起きた場合の対応を話し合うことも**自分事として考えるうえで効果的**です。

図表：研修教材例

作成元	資料名
国	➢ 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（こども家庭庁） ➢ 「生命（いのち）の安全教育」指導の手引き（文部科学省） ➢ 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（こども家庭庁）
自治体	（独自の資料を使っている自治体もある）
民間団体等	➢ 「子どもへの性暴力防止」の視点から考える保育の専門性（全国保育士会） ➢ 人権擁護のためのセルフチェックリスト※（全国保育士会） ➢ 不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き（株式会社キャンサースキャン）
その他	➢ 実際に発生した事件に関する新聞・ニュース記事等 ➢ 絵本（だいじだいじどーこだ？等）

※ セルフチェックリストは3歳以上児への視点が多いため、自分たちの園の状況に合わせてカスタマイズしながら活用することが望まれます

出所：本事業で得られた各種調査結果を基に記載

④【事例紹介】



保育現場の声

園内研修で、全国保育士会の人権擁護のためのセルフチェックリストを活用しています。

自分自身は注意をしていると回答していても、別の先生が他者評価としてチェックした結果を見ると、結果に差が出ることがあります。自身の保育を見直す際に**他者の視点が入るのは効果的**だと感じます。

性的虐待に関しては聴き取りを含め、専門家に任せてください、と伝えています。むしろ、こどもが知るはずのないような性的な言葉を口にして、ぬいぐるみを使った性的な模倣遊びが見られる等、**保育現場でありがちな性的虐待に関するサインを中心に伝えています。**



自治体の声



性暴力の加害者は、「このぐらいなら誰も何も言わない」、といったお試し行動をしたうえで、徐々に行動をエスカレートすることがあります。そのため、「ちょっと気になる」という段階で気づきを共有しておくことも効果的です。
※職員間で直接言いづらい場合は施設長や主任に報告しましょう。

2.こどもへの性暴力の未然防止・早期発見に向けて

2.3 保育所の環境や組織体制の整備

基本指針で求められている事項

- 保育士に対する研修や啓発の取組を効果的なものに充実させ、継続的に実施することなどにより、繰り返し児童生徒性暴力等の防止等に関する服務規律の徹底を図るとともに、保育所等は、必要なルールや取組等を整理・周知し、全ての保育士で共通理解を図りながら組織的に対応を進めることが必要である。
- さらに、被害を未然に防止する観点から、他の保育士の目が行き届きにくい環境となる場面をできる限り減らしていくことが重要であり、環境の見直しによる密室状態の回避や組織的な支援体制の構築など、予防的な取組等を強化することが必要である。児童や職員の数が少ない環境や時間帯などについては、特に留意して措置を講ずる必要がある。

POINT

- ・ ハード面、ソフト面の両面から対策を行い、こどもへの性暴力のリスクの少ない環境を目指しましょう。
- ・ 本冊子に記載の対策例以外に考えられる取組がないか、職員間でも話し合ってみましょう。保護者も様々なアイデアを持っている場合があります。保護者会やアンケートなどで積極的に意見を聞き、保育現場と保護者が協力しながら取り組むことも有効だと考えられます。



こどもへの性暴力を防ぐためには、性暴力を誘発する「環境」をつくらないこと、言い換えると、「犯行を行いにくい」と思わせる環境を設計することが重要です。

出所：竹花豊監修、植村恭一・飯村治子編集「地域の防犯」を参考に記載

ハード面における対策

- ハード面においては、施設内の死角をなくすることが重要です。施設の改修を行わなくとも、様々な対策が考えられます。

図表：死角を減らすための対策例

- | | |
|--------------------|----------------------------------|
| ✓ 保育記録カメラの設置 | ✓ (改修が可能な場合) 壁を低くしたり、窓のスペースを広くとる |
| ✓ 扉等の透明化 | ✓ 管理者等による不規則な |
| ✓ カーブミラーの設置 | タイミングでの巡回※ など |
| ✓ 保育で使わない部屋の施錠等の管理 | |

※ 巡回は厳密にはハード面の対策ではありませんが、死角を減らす対策として含めています。

出所：本事業で得られた各種調査結果を基に記載



大きいおもちゃが死角となった事例もあります。

ソフト面における対策

- ソフト面においては、内部規則を整備するなど、各保育現場の実情に合わせた対策が望めます。

図表：ソフト面（内部規則等）における対策例

- ✓ 複数体制での保育の徹底（一人保育を避ける）
- ✓ 定期的な配置換え（新鮮な目で他者の保育を確認する機会を設ける）
- ✓ こどもがいる場への私用携帯の持ち込みを避ける
（緊急時の対応は、トランシーバーや施設内の内線等を活用する）
- ✓ おむつ替えや着替え時は、パーテーションを利用したうえで、女性又は同性による保育を心掛ける（同性なら安全という訳ではない）
- ✓ 内部規則の徹底（ルール有形骸化を防ぐ）
- ✓ （管理者がルールを軽視する場合）自治体等の相談窓口への相談

出所：本事業で得られた各種調査結果を基に記載



男性保育士は、性暴力の意図がなくても、保護者等から厳しい目がある場合があることに配慮し、女児のおむつ替えや着替えを手伝うのは女性保育士のみとしている保育現場もあります。

内部規則の作り方

- 施設の管理者等が、組織全体としての方針を示す方法も考えられますが、現場の保育士等や保護者からも多くのアイデアがもらえる可能性もあります。こどもに関わる多くの大人の声を聞きながら、保護者も巻き込んだ形でのルールづくりをすると、各保育現場の現状に合った内容にすることができるとともに、保護者への啓発にもつながると考えられます。



保育現場の声

規則は保育士全員が話し合い、それに対して上層部が手を加えて定めています。全員で決めた規則だからこそ、率先して守っていただけています。また、虐待に対する知識は若い先生の方が知っていることもあるため、若い先生の声을丁寧に聴くことも意識しています。

保育士が気づかない点にも保護者が危険だと思うことを話していただけため、保護者の意見も聞きながら規則を検討する必要があると感じています。



保育現場の声



保育所等を対象としたアンケート結果では、約83%の保育所等が、保育現場におけるこどもへの性暴力の未然防止に向けた、環境組織体制の見直しや規律ルールの整備等に取り組んでいると回答しています。

2.こどもへの性暴力の未然防止・早期発見に向けて

2.4 こども・保護者への啓発

基本指針で求められている事項

- 国、都道府県、市町村、保育所等においては、児童の尊厳を保持するため、児童及び保護者に対して、何人からも児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないことについて周知啓発に努める。
- また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等について周知啓発に努める。
- 児童が被害に気付き、被害を予防できるよう、自分の身を守ることの重要性や嫌なことをされたら訴えることの必要性等を児童の発達段階に応じて身に付けさせるため、国において取組を進めている、生命を大切に、子供たちを性暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」について、作成・公表している教材や指導の手引き等について周知徹底を図るとともに、多様な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、全国の保育所等において、地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援していく。

POINT

- こどもが性被害に気づき、予防できるよう、プライベートゾーンなどについて伝えるとともに、こどもが嫌なことをされた際に、周りの大人に意見を言えるよう、日頃から伝えていくことが重要です。
- 園での取組を保護者に伝えるなどして保護者への啓発につなげ、こどもに関わる大人が共通の認識を持てるようにしましょう。

こどもへの啓発

- こどもが性暴力を受けないよう、プライベートゾーンなどについて伝えるとともに、イヤだと感じたことをイヤだといってよいことを普段から伝えることが重要です。

図表：こどもへの啓発方法の例

種別	内容
啓発 資材	➤ 生命（いのち）の安全教育のための教材（幼児期向け）（文部科学省） ➤ こども向けの「人権」や「性」に関する絵本 【こども向けの「性」に関する参考絵本】 ✓ だいじだいじどーこだ？ ✓ おしえて！くもくん ✓ うみとりくの からだのはなし ✓ パンツのなかのまほう など ✓ いいタッチわるいタッチ
啓発 タイミング	➤ 水遊び、プール遊び前 ➤ お着替え時 など

出所：本事業で得られた各種調査結果を基に記載



保育現場の声

赤ちゃんがどのように生まれてくるのかを、外部講師を招いてこどもたちに伝えています。その際に、赤ちゃんに見立てた折り紙を渡しており、長くそれを大切にしている子もいる等、こどもたちに響いていると感じます。

自治体と園の看護師と保育士が一緒に考え、集会形式で絵本や〇×クイズ等しながらプライベートゾーンについて学びました。こどもたちからも「大事なところは自分で守る」という声が聞かれました。



保育現場の声



ここに注意!!

- こどもに「性」に関する啓発を行うとともに、普段からそれを意識した保育の実践を心掛けましょう。
 - ✓ 園児同士が体を触る、園児が園児をトイレに連れ込んで体を触る、ということがあった際に、先生が重大なことではないと捉えてしまっていたために、こどもが先生から被害に遭った際にも大人に言えない、という事例もあります。
 - ✓ 外部から見える場所での着替え、着替え時に全裸になる、4・5歳児などが男女同じ場所で着替える等の場合、自分の身体を大事にするという意識が育ちづらく、性暴力を受けたときに違和感を感じづらくなる可能性が考えられます。

保護者への啓発



園での取組を保護者にも伝え、**こどもに関わる大人が共通の認識を持って取り組むことが重要**です。

また、普段から、**保護者がこどもの言葉に耳を傾けてもらえるよう伝えておく**と、こどもの変化にも気づきやすいでしょう。

図表：保護者への啓発方法の例

内容
➤ ポスター掲示（「189」児童虐待防止に関するポスターなど） ➤ 保育所における対応マニュアル（こどもへの性暴力を含む）を保護者が閲覧できる場所に置く ➤ 保護者と保育所職員合同での講話会の実施 ➤ こども向けの「人権」や「性」に関する絵本の紹介 ➤ 園でのこどもへの性暴力防止に関する取組の共有（こどもに対して「性」に関する啓発を行う旨の事前告知や実施内容の共有等を含む） ➤ 啓発リーフレットの周知・配布等※（内閣府・こども家庭庁「こどもたちのためにできること～性被害を受けたこどもの理解と支援～」、子どもの性の健康研究会リーフレット「子どもをささえるためにできること～性暴力被害にあった子どもの回復のために～」など）

※ 被害を把握したときに、適切な対応を行えるよう備えておくため

出所：本事業で得られた各種調査結果を基に記載



保育現場の声

保護者と保育現場の職員が、一緒に助産師による研修を受けたことがあります。テーマは「性教育をどうすればよいか」。研修後の保護者からの質問を通して、**保護者の思いを感じることができ**、保育士への啓発という意味でも非常に効果的であったと感じています。

保育現場に対しては、不適切保育についての話の中で、性暴力の未然防止の重要性にも触れています。保育現場で**ワーク等をした際、取組を保護者にも伝えるよう話しています**。その結果、保護者からは「家でも気をつける」、「これまで意識できていなかった」等の感想をいただいております。**保護者への啓発という意味で効果が大きかった**と感じています。



自治体の声

2.こどもへの性暴力の未然防止・早期発見に向けて

2.5 早期発見のためのアンケート

基本指針で求められている事項

- 保育士による児童生徒性暴力等の早期発見のため、市町村及び保育所等は、保護者や保育士に対する定期的なアンケート調査や相談の実施等により、被害を把握するための体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることが必要である。
- アンケート調査を実施する際には、無記名にしたり、担任や保育所等を通さず直接に市町村へ提出することも可能とするなど、被害児童の保護者の心情にも配慮した工夫を行うことが必要である。

アンケートは市町村と保育現場で合同で実施する場合やそれぞれで実施することが考えられます。

POINT

- ・ こどもへの性暴力に関するアンケートは、内容的に回答のしづらさが想定されるため、園生活で気になること等の一般的なアンケートに含めるなど、回答しやすくするための工夫が求められる（被害児童がいる可能性への配慮も必要となる）。
- ・ アンケートのみならず、普段の会話でも保護者や（施設長等の場合は）保育士等の思いを丁寧に受け止め、相談しやすい環境づくりを心掛ける。
- ・ 一方で、口頭での相談は、周囲の目が気になる場合もあるため、定期的にアンケート等を実施するなど、声を挙げやすい環境づくりが効果的である。

保護者/保育士へのアンケート

- こどもへの性暴力をテーマとしたアンケートは内容的な答えづらさや、回答する側の受け止めが難しい場合も考えられます。そのため、通常のアンケートと比較して、趣旨を丁寧に記載することや、他のテーマに含めるなど、回答しやすくするための工夫が求められます。

図表：アンケート実施時の工夫

種別	内容
内容面	➤ こどもへの性暴力に特化する場合はアンケートの趣旨を明確にする（未然防止の環境づくりのため、よりよい保育のため、など） ➤ あえてこどもへの性暴力に特化しない（答えづらさに配慮し、保育全体について幅広く聞く中に含める） ➤ 自由回答で困りごと全般を聞く中で性暴力のリスク等を把握する
運用面	➤ 無記名での実施 ➤ 施設に対して提出できるようにする【保護者アンケートの場合】（施設長に提出、意見箱の活用、WEBアンケートの活用等） ➤ （予め市町村に相談のうえ）市町村に対しても提出できるようにする

出所：本事業で得られた各種調査結果を基に記載



保育現場の声

園児・保護者への保育士の接し方に関するアンケートを保護者向けに実施しており、直接保護者がアンケートの回答を事務所へ持参し、そのまま相談につながるケースもあります。

研修で行うアンケートで、自由記載で、性的虐待を含む気になる点を記載してもらっています。口頭だと周囲の目が気になる場合もあるため、文書で声を聞く機会を設けることは有効だと感じています。



保育現場の声

3.こどもへの性暴力が発生、 または疑われる場合の対応

【💡 本章のポイント】

3.1 性暴力が発生したときの対応

- 疑いの場合も含め、保育現場だけで抱え込まず、スピード感をもって対応することが重要
- 対応の流れを事前に把握しておくことが求められる

3.2 被害児童への聴き取りを行う うえでの留意点

- 被害児童への聴き取りを行う際は警察に相談する
- こどもが性被害について話し始めたときの対応を事前に把握しておくことが求められる

3.3 保護者への対応

- 初期の対応が極めて重要
- 早急に、簡潔に要点を伝えるとともに、こどもと接する際の留意点を伝える必要がある

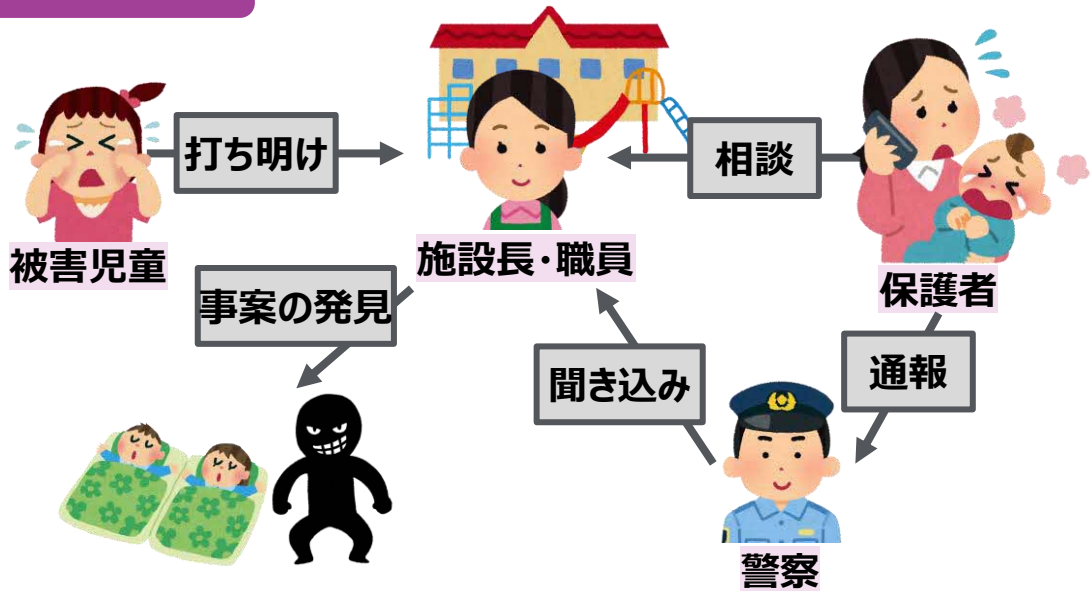
3.4 自治体の取組例

- 基本指針をベースに、各自治体において事務フローが整理されている場合がある

3. こどもへの性暴力が発生、 または疑われる場合の対応

本章の概要

事案の発覚経路



- ・ 事案の発覚は、こどもからの被害の打ち明け、性暴力の現場の発見、保護者からの相談、警察の聞き込み（保護者等による通報）などが考えられます

こどもから性被害を打ち明けられたら・・・（3.2参照）



被害児童

〇〇先生に身体を触られた
んだけと、どうして？

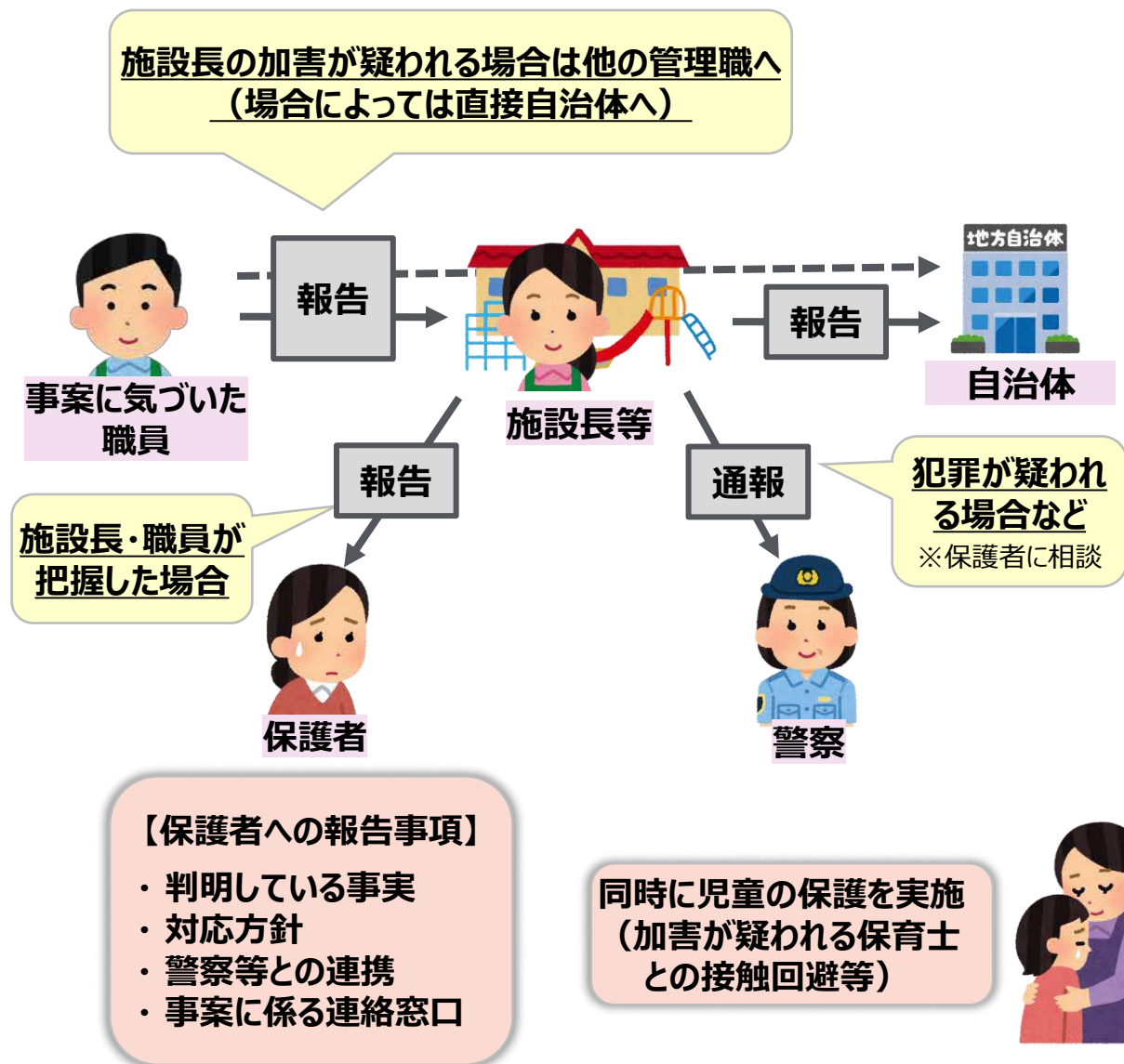
〇〇先生にどんなことをされたの？



保育士等

- ・ 誰に、何をされたかの聴き取りに留めてください
（いつ、どこで、といった詳細な情報は聞き出そうとしない）
- ・ こどもが使った言葉のとおりに記録してください

こどもへの性暴力（疑いを含む）に気づいたら・・・（3.1参照）



- ・ 疑いの段階でも、まずは早めに施設長に相談してください
（施設長への相談が難しい場合は、他の管理職または、都道府県等に相談してください）

3. こどもへの性暴力が発生、または疑われる場合の対応

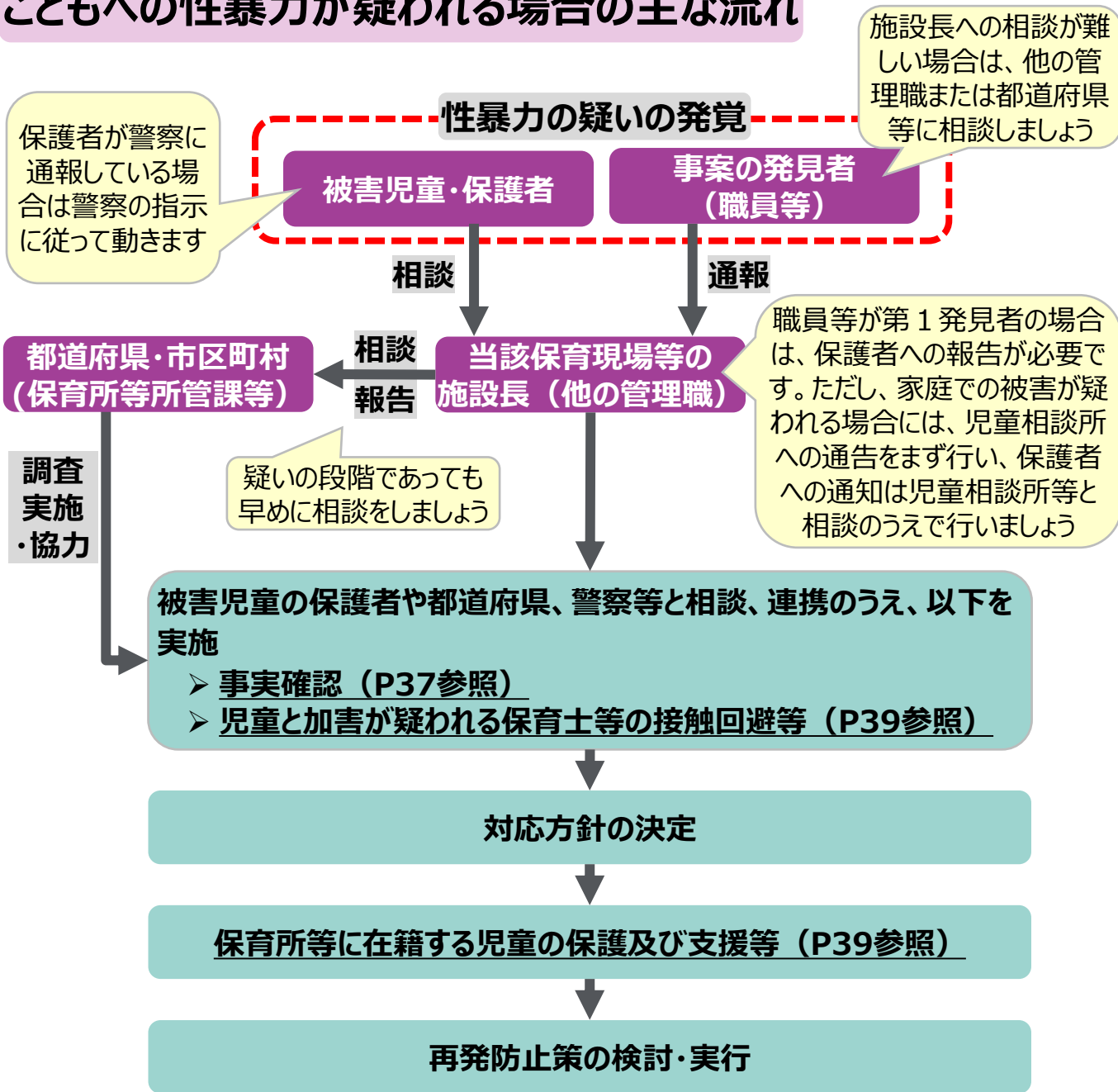
3.1 被害が発生したときの対応



疑いの場合も含め、こどもの安全確保と権利擁護を第一に考え、保育現場だけで抱え込まず、スピード感をもって対応することを意識しましょう。

(対応に時間がかかると、更なる被害につながる、加害保育士等が証拠隠滅を図る、こどもの記憶が薄れ、信用性のある証言が得にくくなるなどのおそれがあります)

こどもへの性暴力が疑われる場合の主な流れ



出所：こども家庭庁、基本指針を基に記載

警察への通報・相談はいつ、どのタイミング？

- 以下に該当する場合は速やかに所轄警察署に通報・相談してください。
 - 犯罪が疑われる場合（P15参照）
 - 客観的証拠がなく、保育現場や都道府県担当課では真偽が判断できない場合
 - 被害児童の保護者が希望する場合
- 家庭での被害が疑われる場合を除き、警察に通報・相談を行う前には、被害児童の保護者にその旨を伝えてください。
- 仮に被害児童及びその保護者が警察への通報や相談を望まない場合でも、なぜ望まないのかを丁寧に聴き取り、不安に寄り添いつつも、犯罪の疑いがある場合は、再被害や他のこどもへの被害拡大等を防止するため、警察への通報や相談が適切な対応であることを、丁寧に説明することが重要です。一緒に警察へ行こうと提案することも考えられます。
- 警察に相談した後は、警察の指示に従ってください。性暴力が疑われる者は、性暴力が発覚したと察知した場合、逃亡や証拠隠滅を行うおそれがあります。事実確認等は警察の捜査に影響があるため、警察の指示を仰ぎます。

事実確認

＜＜基本指針で求められている事項＞＞

- 任命権者等において、保育士による児童生徒性暴力等の事実の有無の確認を行うに当たっては、児童の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しつつ、また、被害児童やその保護者の負担に配慮することが求められる。ただし、いたずらに被害児童への配慮やプライバシーの保護などを盾に必要な事実確認を怠るようなことがあってはならない。
- 任命権者等においては、都道府県から事実確認等に関する要請があった場合には、必要な協力を行うとともに、あわせて、例えば、職員からの具体的な証言や保護者からの相談の記録、防犯カメラ映像等の児童生徒性暴力等の事実があると思料する根拠となる客観的な資料を適切に保存することが求められる。



警察が捜査を行う場合は警察の指示に従ってください。
警察に通報や相談をしたものの、警察の捜査が行われないことが確定した場合や、事業者等による聴き取りをしてもよいと言われた場合は、自治体などに相談をしながら対応を行いましょう。

図表：事実確認の方法例

確認方法 1 客観的な証拠の収集

- 証拠の例としては、①防犯カメラや写真、録音等の直接的な記録、②SNSの投稿や、メール等のやり取り（写真等で保全する）、③サービスや保育の記録等（出退勤履歴や機械警備の解錠・施錠の記録や鍵の管理状況、保育記録や職員配置状況に関する書類、保護者からの相談の記録等）が挙げられます。

確認方法 2 聴き取り

＜聴き取り対象＞

- 聴き取り対象は①被害児童/保護者※1、②性暴力が疑われる保育士等、③第三者※2が考えられます（客観的な証拠がある場合の①、③への事実確認は、負担軽減や、情報拡散による二次被害等を防ぐために省略する一方、今後の保護・支援等の要望に関する①への確認は行うこと）。

※1 こどもの記憶に影響を与えないために、保護者から話を聴く際には被害児童を同席させないよう留意が必要です。

※2 第三者（他の職員や園児等）への聴き取りを検討するケースとしては、客観的な証拠がない場合、性暴力が疑われる保育士等が調査に応じない、または否認している場合、こどもの証言等から、事象を目撃した第三者がいる可能性がある場合等が考えられます。

＜聴き取りの実施者＞

- 専門的な知見を有する者による聴き取り、もしくは、自治体などと相談のうえ、専門家の協力等を得ながら聴き取りを行うことが効果的です。（専門家の例：弁護士、学識経験者、心理・福祉等の専門家 等）

＜聴き取り時の留意事項＞

- 許可を得たうえで録音をしましょう。難しい場合は、発言を正確に記録しましょう。
- 被害児童への聴き取りについてはP40を参照してください。
- 被害児童や、性暴力が疑われる保育士等のプライバシーや名誉に配慮することが求められるため、第三者への聴き取り時には、みだりに疑いが生じていることを伝えたり、誤解を与えたりしないようにします。また、二次被害・証拠隠滅を防ぐ観点から、調査の実施に関する秘密を漏らさないよう求めます。

出所：こども家庭庁、基本指針等を基に記載

児童と保育士等の接触回避等

＜＜基本指針で求められている事項＞＞

- 任命権者等は、児童福祉法第18条の20の3に規定する都道府県への報告の前においても、保育士による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童と当該保育士との接触を避ける等児童の保護に必要な措置を講ずる必要がある。例えば、各保育所等において、当該保育士を担任から外したり、児童と接触しない事務作業に従事させるなど、児童への影響が生じないようにすることが考えられる。



自治体の声

事案発生時点では事実関係が分からないため、警察の判断が出るまでは、性暴力が疑われる保育士を、こどもとの接触のない法人本部で勤務させた事例がありました。

保育所等に在籍する児童の保護及び支援等

＜＜基本指針で求められている事項＞＞

- 都道府県、市町村及び保育所等は、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、被害児童の保護やその保護者への支援を継続的に行うとともに、被害児童と同じ保育所等に在籍する児童やその保護者に対する必要な心理的支援等を行う必要がある。
- 保護及び支援等としては、事案に応じて、例えば、ワンストップ支援センターなどの相談機関を被害児童の保護者等に紹介するとともに、被害児童やその保護者等からの相談等に継続的かつ適切に対応し、落ち着いて保育を受けられる環境の確保や関係機関との連携等を行うことが考えられる。
- 保育所等全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりする場合には、都道府県、市町村及び保育所等は、マスコミ等への対応も含め、被害児童を守りつつ、予断のない一貫した対応を行う必要がある。



保育現場で全ての対応を抱え込む必要はありません。
都道府県や市町村に相談をしながら対応を進めましょう。

3. こどもへの性暴力が発生、または疑われる場合の対応

3.2 被害児童への聴き取りを行ううえでの留意点

被害児童への聴き取りは警察に相談しましょう

- こどもへの性暴力は、加害行為から被害の把握までに時間を要するなどの理由から、こどもの証言以外の重要な証拠が残っていないことも少なくありません。そのため、性暴力の場合には、被害を受けたこどもの証言を適切に収集することが特に重要です。
- 犯罪が疑われる場合は、司法手続きにおける証言の信用性を害さないように、事業者による被害児童への聴き取りは、警察に相談してから行う必要があります。また、適切な聴き取り方法を学び身に付けた従事者※1（いない場合は、専門家※2の協力を得る）が行うことが求められます。
- 警察に相談する際にも、詳細な情報は必要ありません。何があったのか概要が分かる程度（例：誰に、何をされたか）の聴き取りに留めてください。その際、「いつ」、「どのように」、「なぜ」、「どこで」といった情報は、聴き出そうとしないでください。

※1 適切な聴き取り方法を学ぶ研修の一例として、「RIFCR™研修」があります。

※2 聴き取りを行う専門家としては、性暴力被害に理解・聴き取り経験のある臨床心理士等が考えられます。

特にこどもへの性暴力の事案にかかる聴き取りに長けた者の協力を得て行うことが非常に効果的であると考えられます。

こどもが性被害について不意に話し始めたら

- こどもが重要なことについて話そうとしていることがわかったら、こどものプライバシーが守られる場所を確保して話を聞きましょう。
- 大人が話を聴くことを恥ずかしがったり、戸惑ったりすると、こどもが話すことをやめてしまうかもしれません。こどものペースに合わせて、焦らずに穏やかに対応してください。
- その際、こどもの話のあいまいさを改善しようとして、大人から質問をすると、暗示、教唆・誘導があったとの指摘を受ける可能性があります。そのため、こどもの話を聴くにとどめ、正確に、こどもが使った言葉のとおりに記録することが重要です。複数人で聴く（正確な記録のため、1人が聴き取り、1人は傾聴する等）、録音することでも有効です。そして、こどもが話し終わったら、話してくれてありがとう、と伝えましょう。
- 根掘り葉掘り聴いたり、繰り返し同じ話を聴くなどすると、こどもの記憶が変わってしまう場合があります。性暴力に気づいたら早めに施設長、自治体、警察等に相談しましょう。



事案については専門家に委ねることが望まれますが、被害児童が放置されることのないように留意してください。事情を理解している職員等が様子を気かけ、こどもを一人にしないようにしてください。また、もし、こどもが甘えてきたり、スキンシップを求めてきたら、応えてあげてください。

3. こどもへの性暴力が発生、または疑われる場合の対応

3.3 保護者への対応

初期対応

- ・ 保育現場における他の事故の場合と同様に、保護者等に報告を行う必要があります。事実の明確化やこどもの保護支援等を進めていくうえで、**初期の対応は極めて重要**です。
- ・ 保護者等への第一報では、事案の発生について、**早急にまた簡潔に判明している事実の要点を伝える**とともに、事実確認が十分でなかったり、今後の対応方針が定まっていない状態であっても、以下のような点をお伝えし、**こどもを守ることを最優先に行動するという園の真摯な姿勢を強く表明しておくこと**が、保護者と連携して事案に対応していくためにも必要です。

① **事案に対する対応姿勢・方針**

事案を重く受け止めていること、こどもを守るため、事案に対し厳正に対処すること、等を伝える。

② **警察等との連携について**

犯罪の疑いがある場合、警察との連携が必要であること、被害児童に治療が必要な外傷があるなど医療機関への受診の必要性が高い場合はその旨を伝える（警察への連絡を望まない場合もあるため、保護者、こどもとも要相談）。

③ **連絡窓口**

事案に関しての、施設の連絡窓口となる職員と連絡先を伝える。

- ・ また、保護者等に**こどもと接する際の留意事項**として以下の点などを説明します。園の真摯な姿勢が保護者に伝われば、保護者がこどもに接する際の配慮事項等は伝わりやすくなります。

① こどもの記憶に影響を及ぼさないよう、**こどもから話してこない限り、出来事には触れない**ようにすること。

② こどもが話し始めたら、P40「こどもが性被害について不意に話し始めたら」の記載内容に留意して対応いただきたいこと。



保育現場の声

こどもへの性暴力が発生した際、**まずは被害児童の保護者に謝罪**を行い、**毎日のように対話**をしました。**両親は最初憤慨**されていましたが、他の方には知られないように誠心誠意説明し、園での**被害児童の状況も逐一報告**しました。当該保育士だけでなく、組織として**園長も処分**を受けることなどを通して、保護者にも受け入れていただけました。

他の保護者等への説明

- 他の保護者等に説明をするか否か、及び具体的な説明内容については被害児童や保護者の意向を最大限尊重します。
- 保護者会等で他の保護者に説明を行う場合には、以下の点などを説明することが考えられます。

- ① 被害児童を特定しようとすることは避けていただきたいこと。
- ② 事件の概要及び他の被害児童の有無に係る調査について。
- ③ 加害保育士等の処遇及び施設長等の管理者の処分。
- ④ 警察等の対応状況。
- ⑤ 再発防止に向けた取組。
- ⑥ 説明会での説明内容や個人情報等を拡散しないよう留意いただきたいこと。



保育現場の声

被害児童の保護者の同意を事前に得たうえで、保護者会を計 3 回実施し、事件の進捗を報告するとともに、保護者からいただいた意見への対応状況の報告を行いました。保護者からの意見については、改善できることは全て改善しました。

3. こどもへの性暴力が発生、または疑われる場合の対応

3.4 自治体の取組例



例えば、東京都では「都内の保育所等で保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応」として、**基本指針を踏まえた詳細な対応例が示されている**など、各自治体において事務フローが整理されている場合があります。

（参考）児童生徒性暴力等の被害児童からの相談への対応例

被害児童から相談があった場合、意識して、正確な情報を簡潔に聴き取ることに徹する必要があります。日常的に児童と接する職員は、P7の＜児童からの聴き取りを行う上での注意点＞や下記の例を参照するなどして、相談を受けた場合のシミュレーションをしておきましょう。

児童：ねえ先生、お話を聞いて。

職員：〇〇ちゃん、どうしたの？

児童：◇◇先生から変なことされたの。

職員：じゃあ、あっちの部屋でその話を聴かせてくれるかな？－①

職員：お話ししてくれてありがとう。－② 「変なことされた」って、何かあった？－③④

児童：昨日のお昼寝のときに、◇◇先生が触ってきたの。

<解説>

- ① 静かに話せる場所へ移動。可能であれば
- ② 話をしてくれたことへの感謝を述べる
- ③ 児童が使った言葉をそのまま用いる。
- ④ 職員があれこれ質問するのではなく、
- ⑤ 出来事について、「怖かったね」など
- ⑥ 児童が話してくれた出来事を時系列に
事と次の出来事の間、次の出来事の後に

（参考）保護者等への報告に際して渡すメモの例

各施設等において事案が発生した場合を想定し、どのようにしてどのような内容を保護者等に報告するかを予め検討しておくこと。下記は、保護者等への第一報（P9）として認可保育所が事案の発生を連絡する際、電話や口頭では伝えきれない留意事項をメモでお渡しする場合の参考例である。実際には、被害児童の保護支援と事実の明確化を第一に考えた上で、事案の内容、施設等の体制と対応状況、被害児童とそこご家庭の状況等に即して加除修正を加える必要がある。

保護者様

参考例

この度の事案への対応について

この度は・・・・・・

今後、〇〇保育園としては、お子様の安全・安心の確保と被害の全容の解明に全力で取り組んでまいります。恐れ入りますが、保護者の方におかれましても次の事項にご配慮又はご承知おきいただけますと幸いです。

1 お子様との接し方について

この度のようなことがわかると、保護者を含めた周囲の大人は動揺し、何があったのか、お子様の傷つきまじどうかなどをお子様自身から聞きたくなりますが、お子様は保護者の右の

出所：東京都「都内の保育所等で保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応」より



自治体の声

当自治体の園は、すぐに自治体に相談する流れが徹底できています。「気のせいかもしれない」、「なんとなくかなりそう」ではなく、**気づいたことがあれば共有いただきたいと常に伝えている**ため、異変に気づいたら相談いただけています。**気軽に相談できる関係づくりは重要**だと思います。

主な参考文献

- Finkelhor D. (1984). Child sexual abuse: New theory and research. New York, Free Press.
- 藤森 和美, 野坂 裕子. (2023). 子どもへの性暴力 [第2版]. 誠信書房.
- 藤岡 淳子. (2016). 性暴力の理解と治療教育. 児童青年精神医学とその近接領域, 57(3), 372-378
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jscap/57/3/57_372/_pdf/-char/ja
- 兵庫県. (2024). 保育所等における不適切事案の未然防止に向けた研修.
<https://www.youtube.com/watch?v=0iNQdAovGX0>
- ティモシー・カーン著, 藤岡 淳子 監訳. (2009). 回復への道のり〜パスウェイズ. 誠信書房.
- 亀岡 智美. (2020). 子ども虐待とトラウマケアー再トラウマを防ぐトラウマインフォームドケア. 金剛出版.
- こども家庭庁. (2024). 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針.
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7bd2fbc8-98ab-4cfc-87c5-0c4330d8ea9d/9668e4fa/20240513_policies_hoiku_tokuteihoiku_04.pdf
- こども家庭庁. (2024). 改正児童福祉法の概要.
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a7fbe548-4e9c-46b9-aa56-3534df4fb315/5d69bb89/20240415_policies_jidougyakutai_Revised-Child-Welfare-Act_76.pdf
- Lanning, K. V. (1992). Child molesters: A behavioral analysis for law enforcement officers investigating cases of child sexual exploitation. National Center for Missing & Exploited Children.
<https://www.icmec.org/wp-content/uploads/2015/10/US-NCMEC-OJJDP-Child-Molesters-A-Behavioral-Analysis-Lanning-2010.pdf>
- 内閣府, こども家庭庁. (2023). こどもたちのためにできること〜性被害を受けたこどもの理解と支援〜.
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/72e390fa-db00-44e9-af2e-084e71c76b93/01949a12/20231121_policies_child-safety_efforts_kinkyutaisaku_08.pdf
- 仲 真紀子. (2010). 司法面接の特徴とNICHDプロトコル.
<https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2010/101011/201001003B/201001003B0008.pdf>
- NPO法人子ども支援センターつなぐ. (2023). 日本版司法面接ガイドライン (新司法面接プロジェクト).
<https://tsunagg.org/hp/202311guideline.pdf>
- 齋藤 梓. (2024). 性暴力についてかんがえるために. 一藝社.
- 墨田区再発防止検討委員会. (2024). 報告書.
https://www.city.sumida.lg.jp/kosodate_kyouiku/kosodate_site/anzen_anshin/toriku_mi/iinkai/kaisaihoukoku5.files/houkoku.pdf
- 竹花 豊【監修】/樋村 恭一/飯村 治子【編】. (2007). 地域の防犯—犯罪に強い社会をつくるために. 北大路書房.
- 東京都. (2024). 都内の保育所等で保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応.
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/tsuuchi2>
- 東京都 (研修講師: 米原立将). (2024). 児童生徒性暴力等の予防と発生時の対応.
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/douga1>
- 全国保育士会. (2024). 自らの保育実践を自信をもって発信するために「子どもへの性暴力防止」の視点から考える保育の専門性.
<https://z-hoikushikai.com/about/siryobox/book/seibouryokuboushi.pdf>

参考情報

▼本冊子を基にした啓発動画や
本事業の報告書はコチラ



(<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/tokuteihoiku>)

▼教育職員向け研修用動画等
(文部科学省作成) はコチラ



(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01196.html)

こどもの人権を守るために 保育現場での性暴力を起こさないための 取組ガイド

発行日：2025年3月31日

※本資料は令和6年度こども家庭庁委託事業「保育現場等における児童生徒性暴力防止等のための効果的な取組に関する調査研究業務一式」で作成しました。